

家屋および敷地の譲渡（譲渡後、取壊し）（様式 1-3）▽老人ホーム等に居住の場合▽

※被相続人居住用家屋等確認を受けることにより特例対象となる家屋およびその敷地の譲渡は下記の
家屋です。

□家屋の建築年月日が昭和 56 年 5 月 31 日以前であるもの（建築年月日：_____年 ____月 ____日）

※建物の「登記事項証明書」または「閉鎖事項証明書」で確認してください

□譲渡日が被相続人の死亡日（令和 ____年 ____月 ____日）から 3 年経過日の属する年の 12 月 31 日までのもの

※「売買契約書」・「除票住民票（除かれた住民票）」で確認してください（譲渡日：令和 ____年 ____月 ____日）

このチェックシートで書類をチェックし、申請時に提出してください。

※①～⑧の番号は申請書に添付する【提出書類の確認表】の番号と同じです。

添付する必要書類／入手先／確認事項・注意点等

① □	被相続人の住民票の除票 （除かれた住民票） ※死亡まで2カ所以上の施設に入所していた場合は<u>戸籍の附票</u>を提出してください →□<u>戸籍の附票</u> ※施設入所後に住民票を移していなかった場合は相続の開始直前まで施設に入所していたことを確認できる書類を提出 （・死亡による施設退去日が分かる書類 ・死亡月まで利用料金を支払っていたことが分かる領収書や通帳の写し等	北 - 不可 市役所 1 階 ⑭⑮番窓口	□ 相続発生日（死亡日） （令和 ____年 ____月 ____日） □ <u>被相続人が相続直前まで施設に居住し、施設入所直前は当該家屋に一人で居住していた</u> □ 死亡時の居住地が施設である □ 施設入所直前の居住地が申請の家屋 □ 申請書と合っている （被相続人の氏名・住所、相続発生日）
⑦ (i) □	要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類のコピー （下記のいずれか） □介護保険被保険者証、障害福祉サービス受給者証 □要介護認定等の決定通知書 □市の要介護認定等を受けていたことを証する書類 □要介護認定等に関する情報を含む施設の記録等（介護サービス計画書など）	—	□ 要介護・要支援・障害支援区分等の認定を受けている □要介護・要支援（介護保険法） □障害認定（障害者総合支援法）
⑦ (ii) □	施設入所時の契約書のコピー 《代替書類》利用料金の領収書や入所していた施設の記録等 ※施設名称、所在地、施設区分が確認できるものに限る ➤複数の施設に移り住んでいた場合は入所していた<u>全ての施設の契約書</u>を提出してください （入所前の要件、施設の要件を満たせば適用対象）	—	□施設名称、所在地、種類等 ■施設名（_____） ■所在地（_____） □ <u>下記のいずれかの該当施設である</u> □認知症対応型共同生活援助事業の住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームまたは有料老人ホーム □介護老人保健施設、介護医療院 □サービス付き高齢者向け住宅 □障害者支援施設、共同生活援助住宅

② □	家屋の相続人全員の住民票 《<u>取壊し後に取得したもの</u>》 ※施設入所の直前から取壊しまでの住所がわかるもの ➤住民票に代えて相続人の戸籍の附票でも可 ➤<u>住民票で施設入所の直前から取壊しまでの住所が確認できない場合は戸籍の附票</u> ・従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合 ・被相続人の死亡時以降2回以上転居している場合など →□戸籍の附票 ➤国外に居住している場合は、公的機関発行の住民票相当の住所、居所等を証明する書類	北°-不可 各相続人の居住地の市役所、区役所など	□施設入所の直前から取壊しまで申請家屋に被相続人以外の居住者がいなかった □施設入所直前から取壊しまでの住所が当該家屋以外の住所になっている □申請書の「申請者」「他の相続人」と住民票の「住所、氏名」が合っている
③ □	家屋又は敷地の売買契約書のコピー 〔全ページのコピーを提出してください〕 ➤<u>売買契約書で引渡日が確認できない場合は譲渡日が確認できる登記事項証明書</u> 北°-不可	—	□家屋等の譲渡日 (令和 年 月 日) □売買契約書「引渡し日」が申請書「譲渡日」 □契約者（売り主）が申請者である
⑧ □	(家屋又は敷地の売買契約書／再掲)		□家屋または敷地の譲渡日から譲渡日の属する年の翌年2月15日までに、家屋を取壊すことが記載されている (工事完了予定日 令和 年 月 日)
④ (ii) □	□家屋の閉鎖事項証明書 ➤家屋が未登記または相続登記が未了の場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等 □敷地の登記事項証明書	北°-不可 法務局 函館地方合同庁舎 3F	□家屋と敷地のいずれも相続した相続人の数 人 (□ 2名以下 □ 3名以上) □申請書「申請被相続人居住用家屋またはその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所」と一致
⑤ (ii) □	(家屋の閉鎖事項証明書／再掲) ➤<u>家屋が未登記の場合</u> 解体工事の請負契約書の北°-及び工事費用の請求書や領収書 〔取壊し日及び対象を確認できるものに限る〕		□取壊し等の日 (令和 年 月 日) □譲渡日の翌年2月15日までに取り壊された □申請家屋のものである

⑥ □	(i)～(iii)のいずれか	☐ (相続～譲渡)事業・貸付け・居住の用に供されていない	
	☐ (i)電気、ガス、水道いずれかの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる閉栓証明書等 《代替書類》閉栓時の請求書等 ・支払の最終月の日割り計算の請求書、支払い証明書 ・合理的に利用停止が判断でき支払対象が死亡日から取壊日までの間の期間のもの	電力会社、ガス会社、企業局など	☐ 電気 ☐ ガス ☐ 水道 ☐ 閉栓日、契約廃止日等の日付が相続開始日(死亡日)以降のものである (閉栓等の日 令和 年 月 日)
	☐ (ii)宅建業者の広告	仲介業者	☐ 「現況空き家で解体更地渡し」等の表示がある
	☐ (iii)その他空家であったことを確認できる書類(相続～譲渡)		☐ 市が認める者(不動産管理会社等)が空家として管理を行っていたことの証明書 ☐ 空き家バンク登録済み ☐ その他()
⑦ (iii) □	ア～ウのいずれか	☐ 施設入所後、相続直前まで被相続人が家屋を使用し、かつ、被相続人以外の居住等に供されていない	
	☐ ア 電気、ガス、水道いずれかの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる閉栓証明書等 ➤相続時まで契約継続されていることが確認できるもの 《代替書類》閉栓時の請求書等 ・支払の最終月の日割り計算の請求書、支払い証明書 (合理的に利用停止が判断でき支払対象が死亡日から取壊日までの間の期間のものに限る)	電力会社、ガス会社、企業局など	☐ 電気 ☐ ガス ☐ 水道 ☐ 入所後も死亡日まで被相続人が契約者(支払者)となっている ※ 契約名義(支払人)が明確でない場合 家屋の一定使用は認められるが事業の用に供されていないことが確認できないので・市の認める者(不動産管理会社等)が家屋の管理を行っていたことの証明書 ・不動産所得がないことを確認できる地方税の所得証明書 等を提出してください ➤ウのその他に記載 ☐ 閉栓等の日付が相続開始日(死亡日)以降のものである (閉栓日 令和 年 月 日)
	☐ イ 入所した施設が保有する家屋への外出等の記録のコピー	入所施設	☐ 被相続人の記録である ☐ 外出、外泊先が当該空家である
	☐ ウ その他用件を満たしていることが確認できる書類		☐ 家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物等 ☐ 相続後の家財の処分に関する領収書等 ☐ その他()

☐	※郵送申請の場合 返信用封筒(2通分)	※遠方で窓口に来られない場合は郵送での申請が可能です ※交付手数料の払込書と審査後の確認書の送付用の2通分が必要です ※申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ってください
☐	交付手数料の納付の希望金融機関 ☐ 指定の銀行 ☐ 郵便局（道内） ☐ 郵便局（道外）	主な指定金融機関（北洋銀行・青森みちのく銀行・北海道銀行・北陸銀行・北海道労働金庫） ※審査後、市から郵送される納付書でお納めください